三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井ノ久保五五二一・五五二六・五五二七・五五二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字大屋敷八四一の一、八四二の一・字上佐古三三七〇の六・三三七一・字谷二九〇一の二・字梅四五九六の一・四六四九の一・字花園北三八〇の四四・四七一の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字漆谷一二二二の五、一二二二の三八、一二二二の四四、字西上野一〇六七の八、一〇六七の九、字塩塚一三一七・一三一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字乙光末六三三、六三五、六四一、六四二の一、六四二の二、六四三の三、字ひのくち三〇四の一から三〇四の三まで、字横倉一五七の三・一五八の二・一五八の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、東祖谷小島一〇三の二、一〇五、二三七の二、西祖谷山村榎一九〇、一九九、二〇一、西祖谷山村徳善一八一、二一六、西祖谷山村徳善北一、九、一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町神領字南野間一一八の九、一一八の二〇、一一八の二二から一一八の二八まで、一一八の三四から一一八の六七まで、一一八の七一から一一八の一一まで、一一八の一四三から一一八の一五〇まで、一一八の二五八から一一八の二六〇まで、一七九の一〇から一七九の一二まで、一七九の一四、一七九の一五、一七九の四三、一七九の四四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字田野々六〇〇一の二、六〇〇二の一、六〇〇二の三から六〇〇二の七まで、六〇〇三、六〇〇六、池田町西山土無三九五七、本西谷三九八二、三九八三、三九八六、三九八七、三九九〇、三九九一、池田町大利楠中三五の一、三五の二、三六、三七、寿丸五七の一、五七の二、六三、池田町白地ウマバ六七八の六、六七八の二三、六七八の二五、八〇一の六、八〇一の二一、八一七の八、八一八の三〇、八一八の三一、八二二の八六、池田町イタノ三四六五の一、三四六六の一、三四六六の二、三四六七の一、三四六七の二、三四六八の一、三四六八の二、三四七〇の一、三四七〇の二、東祖谷小島一〇三の二、一〇五、二三七の二、西祖谷山村榎一九〇、一九九、二〇一、西祖谷山村徳善一八一、二一六、西祖谷山村徳善北一、九、一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字南野間一一八の二、二一八、二一八の二、西祖谷山村東山七九の一、八〇の三、八一の一、八二の一、八五の一、八五の二、九〇、西祖谷山村南山一八九の一、一八九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田野々六〇〇一の二、六〇〇二の一、六〇〇二の三から六〇〇二の七まで、六〇〇三、六〇〇六、土無三九五七、本西谷三九八二、三九八三、三九八六、三九八七、三九九〇、三九九一、楠中三五の一、三五の二、三六、三七、寿丸五七の一、五七の二、六三、ウマバ八〇一の六、八二二の八六、池田町イタノ三四六五の一、三四六六の一、三四六六の二、三四六七の一、三四六七の二、三四六八の一、三四六八の二、三四七〇の一、三四七〇の二、東祖谷小島一二五の三、一三九、二六〇の三、二六〇の八から二六〇の一〇まで、二七〇の三、西祖谷山村下吾橋二〇〇の二、二一五、二一六の二、二一八、二一八の二、西祖谷山村東山七九の一、八〇の三、八一の一、八二の一、八五の二、九〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字花園北三八〇の二二、山城町下名字山形前一七三九、池田町大利カゲヤブ七八の一、池田町松尾黒川四六一、池田町白地ノロウチ七九三の二、一〇七三の一二、池田町馬路城尾七二、池田町佐野和田二五九〇、二五九一の一、東祖谷落合六〇六の二、東祖谷和田一〇二の一、井川町浪内六四〇四の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字花園北三八〇の二二・字山形前一七三九・カゲヤブ七八の一・黒川四六一・ノロウチ七九三の二・一〇七三の一二・城尾七二・和田二五九〇・二五九一の一・東祖谷落合六〇六の二・東祖谷和田一〇二の一・井川町浪内六四〇四の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字花園北三八〇の二二、山城町下名字山形前一七三九、池田町大利カゲヤブ七八の一、池田町松尾黒川四六一、池田町白地ノロウチ七九三の二、一〇七三の一二、池田町馬路城尾七二、池田町佐野和田二五九〇、二五九一の一、東祖谷落合六〇六の二、東祖谷和田一〇二の一、井川町浪内六四〇四の一二三、一三五、山城町西字ひのくち三〇一、山城町下名字カイモリ八二五、八四五、池田町大利カゲヤブ五九の一、五九の二、池田町白地井ノ久保一七二一の二五の一二、一七二一の二七の一一、池田町馬路烏帽子尾三九、五七、池田町佐野佐太恵二七〇四の一二三、二七〇四の一二三、井川町高垣七七